

○公共工事設計労務単価の 公表について（通知）

技官第7－18号

平成9年7月17日

土木部長から 土 木 部 各 課 室 長 あて
土木部各出先機関の長

このことについて、山梨県で使用している公共工事設計労務単価を別紙の内容により、平成9年8月1日から公表するので通知します。

なお、公表は閲覧方式とし、取扱いとは別添「建設工事積算に関する情報提供資料取扱要綱」によるものとします。

另記

1・公表目的

公共事業の積算について、その基礎としている公共工事設計労務単価を公表し
透明性、客観性、妥当性を確保する。

2・公表図書

情報提供資料	内 容
公共工事設計労務単価	山梨県の公共工事における工事費 の積算に用いる労務単価

3・公表日

平成9年8月1日

4・公表方法

閲覧方式とする。（実費による可）

閲覧等の取扱いは、「情報提供資料の収集管理に関する要綱」（広聴広報課
昭和61年4月1日施行）を準拠し、土木部、林務部、農務部で定める「建設工事
積算に関する情報提供資料取扱要綱」で補完する。

5・公表場所

県民情報センター（県庁本館2階） 閲覧時間： 平日のみAM9:00～PM5:00

6・質問等の取り扱い

原則として技術管理室が取り扱う。